

倉敷市無電柱化推進計画（素案） 概要版

1. 計画策定の背景と目的

- 背景
 - 「無電柱化の推進に関する法律」（平成28年12月施行）
 - 国：平成30年4月に無電柱化推進計画を策定、令和3年5月に新たな計画を策定
 - 県：平成31年3月に岡山県無電柱化推進計画を策定
- 目的 「災害の防止」「安全かつ円滑な交通の確保」「良好な景観の形成」

2. 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

3. 無電柱化の現状

「災害の防止」を目的とする無電柱化が、全国平均に対して大きく遅延

表1 無電柱化整備状況（整備済又は工事着手済）

	重点整備路線・地区	無電柱化着手率	
		倉敷市（R2年度末）	全国平均
災害の防止	市街地の緊急輸送道路	10%	38%（令和元年度末）
安全かつ円滑な交通の確保	バリアフリー特定経路	45%	31%（令和元年度末）
良好な景観の形成	重要伝統的建造物群保存地区	100%（1地区/1地区）	44%（56地区/126地区） （令和2年度末）

4. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

国、県の取組姿勢を基本とし、本市の現状を踏まえ、「災害の防止」を目的とした無電柱化を重点的に推進

- 緊急輸送道路（第1次）を中心に広域交通網から防災拠点へアクセスする路線の既設電柱の減少
- 緊急輸送道路（第1次、第2次、第3次）における新設電柱の抑制

5. 目標

市街地の緊急輸送道路の無電柱化着手率 **10% ⇒ 22%**（令和12年度末）

（「安全かつ円滑な交通の確保」についても、45% ⇒ 50%となる。）

6. 既設電柱の減少

広域交通網（国道2号、山陽自動車道）から防災拠点（JR倉敷駅、倉敷市役所、倉敷消防署、倉敷中央病院）へアクセスする路線の無電柱化を推進

- 整備路線：広域交通網の国道2号から「JR倉敷駅」「倉敷市役所」「倉敷消防署」へアクセスする路線 ⇒ 駅前古城池霞橋線、羽島四十瀬線
- 準備路線：広域交通網の山陽自動車道から「JR倉敷駅」「倉敷中央病院」へアクセスする路線 ⇒ 三田五軒屋海岸通2号線、幸町美和線

※ 整備路線：市が無電柱化することにより、広域交通網と防災拠点を接続することができ、直ちに効果を発揮する路線

準備路線：県の無電柱化の進捗状況を踏まえ、事業実施に向けて準備をする路線

7. 新設電柱の抑制

「災害の防止」を目的とする無電柱化の対象道路である緊急輸送道路（第1次、第2次、第3次）について、「道路法」第37条に基づく占用制限を実施

無電柱化計画図

